

東大阪市移動支援事業者の登録の取消しについて

東大阪市は下記の事業者について、東大阪市移動支援事業実施要綱の規定により登録の取消しをしましたのでお知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 株式会社ふくむすめ
- (2) 代表者名 代表取締役 江濱 貴子
- (3) 所 在 地 大阪府東大阪市友井一丁目3番13号

2 事業所名称、事業所の種類、所在地及び登録年月日

- (1) 事業所名称 ヘルパーステーション my
- (2) 事業所の種類 移動支援
- (3) 所在地 大阪府東大阪市友井一丁目3番13号
- (4) 登録年月日 令和2年11月1日

3 登録の取消し日

令和6年7月1日

4 登録の取消し理由

東大阪市移動支援事業実施要綱の下記の規定に該当したため。

東大阪市移動支援事業実施要綱第9条第1項第1号

2名の利用者について、サービスを提供する予定がないにも関わらず、利用契約を締結し、令和2年11月から令和5年10月までの期間における架空のサービス提供記録を作成し、補助金を不正に請求し受領した。

東大阪市移動支援事業実施要綱第9条第1項第2号

- ・サービスの提供記録や従業者の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、虚偽の書類を作成し、本市に提出した。
- ・法人代表者は、監査の聴き取りにおいて、雇用実態のない4名の従業者が実際に勤務しているように装うため、また、実態がないサービスの提供を実際に行ったかのように装うため、虚偽の報告を行った。

東大阪市移動支援事業実施要綱第9条第1項第4号

介護給付費の不正請求（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第6号）等を理由に、指定居宅介護の指定取消処分を受けた。